

財 関 第 5 1 6 号
令和 3 年 6 月 29 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
田島 淳志

分類例規の一部改正について

たらこ調製品に係る分類明確化のため、分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、令和 3 年 10 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

分類例規の一部を次のように改正する。

第 2 部（国内分類例規）中、別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。